標準処理期間の未設定理由

				番号 34
処	分		名	市施行事業の住宅先行建設区への換地の指定
根:	処 法	令	名	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)
条			項	第85条の2第5項
所	管		課	都市デザイン課
票準処理 去に申 がない。	請実績	を未	設定とした ない又は利	た理由】 希である、或いは将来的に申請が見込めないなど、標準処理期間を設定する9